

戦死者はどのように慰霊・供養されたか

〜三浦郡葉山町の戦没者墓標等の調査から〜

神奈川総合高校 坂井久能

一 はじめに

戦後六〇年近く経った今日、自衛隊のイラク派遣に国内が揺れ、憲法や教育基本法改正の動きもみられるなど、戦争について多くの問題が提起された。こと戦死者の慰霊についても、首相の靖国神社参拝問題が物議を醸し、内閣官房長官の諮問機関「追悼・平和祈念のための記念碑等施設の在り方を考える懇談会」は国立追悼施設を模索したまま終わった観がある。イラク派遣の自衛官に死没者がでた場合、国家としてどう慰霊・追悼するのか、その議論が十分されないまま派遣が先行してしまった。このようにして、戦争及び戦死者の慰霊・供養の問題は、極めて今日的な課題でありながら、その議論は十分になされたとは言い難い状況にある。

本稿は、そのような認識に立って、戦死者がどのように慰霊・供養されたのかを民衆の視点で探るべく、戦死者の墓標調査を行った。国家やそれに連なる市町村・関係団体が行ってきた靖国神社・護国神社、忠魂碑・忠霊塔による戦死者の慰霊に対し、遺族はそれをどう受け止め、死者を供養してきたのであろうか。それを明らかにすることは、戦死者の霊魂はどう処理されるべきかという靖国問題の本質を問うことであり、それを戦死者の墓標等の調査を通して探っていくこととするものである。

二 戦死者の慰霊

(1) 入営見送りと遺骨の帰還、公葬

昭和一八年度横浜聯隊区徴兵官発行の「壮丁徴兵検査受検及服役上の心得」①によると、徴兵検査を国民の最大の名誉と位置づけるとともに、花柳病は「其市區町村の一大恥辱」、「体格優良の市區町村」は表彰される、検査前に必ず産土神に参詣することなどを記し、兵士を郷土の名誉に結びつけようとする軍の意図がうかがえる。

入営見送りには大規模な民衆動員があった。昭和一二年九月二日付大山町役場から区長宛「出征軍人見送ノ件」には、「各戸一名以上必ず御見送相成様」「当日ハ各戸必ず一斉ニ國旗ヲ掲揚相成度」とあり、町が主導して民衆動員を行ったことがわかる。

遺骨帰還や町葬について、昭和一三年九月四日に戦死した大磯町の陸軍歩兵伍長の事例を、大磯町役場資料「戦歿者町葬関係書類」から見てもよい。同年二月二十五日夕刻、町長・遺族が甲府で受領した遺骨が帰還し、大磯駅頭で出迎えが行われた。動員された人々は、遺骨への最敬礼の後、遺族宅まで次のように四列縦隊の行列を組んだ。沿道各戸は「提灯ヲ点シ喪章ヲ附シタル國旗ヲ掲揚シ用意ヲ表ス」など、町を挙げての出迎えの様子がうかがえる。

高張、小學校生徒、女學校生徒、消防組員二名、町旗―青年團旗、分會旗班旗―僧侶―町長、遺骨、儀仗兵―遺族

―名譽職―分會員―戦友會員―青年學校生徒―消防組員
―衛生組合員―愛國婦人會員―國防婦人會員―女子青年會員―一般

町葬は、翌年一月二日に大磯小学校で、二五人の僧侶による仏式で行われた。「会葬者芳名簿」には、参謀総長以下の軍関係や、

県知事以下の県関係、各種団体長など、六二八名記載されている。特に中郡は町村長・小学校長など、公的な機関の長を総動員している。弔詞も三六通あり、それぞれに名誉の戦死を讃えている。大磯警察署長の弔詞は、王事に尽くして報国の実をあげたとして戦死を称揚するとともに、「君の忠烈こそ我等郷党の歎美する所であり後昆の欽仰する所」として、戦死者を郷土の誉れであると述べている。

ここで、昭和十一年一月に野戦重砲兵第二聯隊に入営し、北支を転戦して、同一三年四月一日に戦死した葉山町の根岸房良氏について、同年八月に町葬を行った際の香華料等を見る②。主なものは天皇皇后両陛下祭料、秩父宮・高松宮・北白川宮・東伏見宮、参謀総長・陸軍大臣・教育総監以下次官・師団長・旅団長・聯隊長、県知事や日本赤十字社・愛国婦人会・帝国軍人後援会・神奈川県出動將士後援会・葉山町出動軍人家族後援会などである。宮家の香華料は、別荘をもつ葉山の特殊性であるが、一兵士の死に対するここまでの厚遇は注目される。特に公的な機関からの香典は、戦死をより一層公的なものとする効果をもつものになったであろう。

このようにして、兵士と郷土との結びつきは軍の指導もあり緊密なものがあった。地域社会が挙って入営を見送り、遺骨を出迎え、町葬を行った。町葬には軍や公的機関の長、名士など多くの人々が参列し、弔詞でその死を讃えた。公葬は、地域社会が戦死を称揚し死の意味づけを行うセレモニーであったといえよう③。国家は、戦死者の遺族に対しては、靖国神社に神として祀り天皇の親拝をおおぐとの霊魂に対しては、靖国神社に神として祀り天皇の親拝をおおぐという最大限の慰霊・顕彰を行った。公葬は、このような国家が行った戦死者の顕彰に連なる、地域社会が行った戦死者称揚の儀式であ

ったといえよう。但し、日中戦争以後顕著になった公葬を神式でという英霊公葬運動が実現しなかった経緯もあり、国家から儀式の形態等について規定されない地域社会による儀式として、公葬は多く仏式で行われたところに、戦死者の霊魂を全て靖国神社に収斂させない一面をはらんでいたといえるのではなからうか。

(2) 墓標の建設

根岸房良氏戦死二年目の昭和十五年九月、遺族は房良氏の墓標を建設した。正面に軍の階級・勲等と俗名、左側面に没年月日と戒名、高野山管長からの法名授与の文、右側面に略歴を刻んだ。略歴の下書きに葉山町役場の野紙を使用していることから、役場が墓標建設に関わったことを推測させる。撰文は帝国在郷軍人会葉山町分会長、書は伯爵金子堅太郎である。金子は一色に別荘を構えていたことの関係であろう。「墓地石塔設計図」によると、墓地を三尺五寸の高さに大谷石で整え、その上に高さ一尺一寸の中台、一尺の上台、その上に三尺五寸の竿石を乗せるといふ壮大なもので、竿石の形態は角錐台である。軍支給の埋葬料は四二円五〇銭であったが、墓の見積は墓地整備代二〇〇円、石塔代三〇〇円である。撰文・揮毫や墓の規模においても「名誉の戦死」に相応しいもので、遺族にとって、死の意味を「名誉の戦死」と捉え、それに相応しい方法で葬ることが慰霊と考えたのであろう。それ故に、靖国神社の祭神らしく墓標の正面に軍の階級・勲等・俗名を刻んだ。しかし一方で、左側面に高野山管長からの法名授与の文書と戒名を刻み、仏教による供養をしている。靖国の慰霊を受け入れつつも、魂の救済ということにおいては、仏教による供養をおこなったと見ることができであろう。

三 戦死者の供養 ―墓標調査からわかること―

(1) 戦死者墓標調査の概要

聳えるように林立している戦死者の墓標、その異様とも思える光景は、我々に「戦争とは何か」を問いかけているようである。戦死者墓標は、学校教育の中で戦争を体験的に学ぶ貴重な教材であり、調査の目的の一つはそこにある。そして今回は、地域を限定して戦死者墓標の悉皆調査をめざし、戦死者墓標の特色を見だし、その背後にある慰霊・供養の問題を考察することも目的とした。

調査地域として三浦郡葉山町を選んだのは、行政区域としての適度のもとまると、戦後に地形や戸口等が激変していない地域という調査の便による。葉山町は、三浦半島の西北部に位置し、面積は約一七〇平方キロメートル、人口は約三万人である。明治二二年の町村制実施により、木古庭・上山口・下山口・一色・堀内・長柄の六村が合併して葉山村となり、大正一四年に町制を施行した。

調査にあたっては、葉山町の宗教法人名簿登載寺院の墓地、共同墓地の悉皆調査をめざし、家墓もできるだけ調査する方針で、葉山町役場・葉山町遺族会・共同墓地管理組合などの協力をえて、二〇〇三年八月に実施した。調査者は、私と神奈川総合高校の生徒三人である。寺院墓地一七カ所のうち二カ所は戦没者墓標がなく、本円寺は未調査である④。共同墓地は六カ所、家墓は二カ所調査した。

葉山町の戦死者は、昭和四〇年に建てた慰霊塔の名板に四三一名を刻み、同年の県の調査によると八四七名である⑤。葉山町役場所蔵「戦没者遺族台帳」は、昭和一二年から戦後までの戦死者及び遺族の台帳で、三七三名載せられており、日中・太平洋戦争期の戦死者をほぼ網羅しているものとみられる。

(2) 墓標調査からわかること

ア 墓標はいつ建てたか

墓標から戦死者を確認できたのは一八四基・二〇〇人である。建立時期は表3の通りで、圧倒的に戦後が多い。特に昭和三一・三二年に多いのは、その年が昭和一九・二〇年戦死者の十三回忌にあたりるとともに、昭和二七年の戦傷病者戦没者遺族等援護法により遺族年金等が支給され、昭和二八年に軍人恩給が復活して遺族に公務扶助料等が支給されるようになり、生活にややゆとりができたためである。墓標建設が昭和四三年頃まで継続しているのは、三九年に戦没者叙勲が復活し、四二年に金鷄勲章年金受給者に一時金が支払われるなど、戦死者の名誉がはかられたこと、三六年に戦地加算が復活して恩給該当者の範囲が拡大し、三八・四〇・四二年に戦没者の妻・遺族・父母への給付金・弔慰金が支給されたことなど、一連の戦死者に対する優遇措置がとられたことと係わるであろう。

このようにして、戦死者の墓標は仏教の回忌供養にあわせて、また戦死者の名誉、生活のゆとりなどの関係のなかで、昭和三一年以降急激に建てられるようになったと思われる。

イ 墓標は誰が建てたか

建立者を刻んだ墓標は一三五基であるが、戦死者との関係を明記した事例は少ない。既述の「戦没者遺族台帳」から関係が判明したものは八四人で、表1にまとめた。建立者は戦死者の父が最も多く、戦前から昭和三五年頃まで続く。三〇年代には母が集中して見られ、父母の合計は三三名である。次いで兄弟が多く、弟は昭和三三年以降建て始めた。妻は、戦前期の二名以後は昭和三一年から建て始めた。上記のように、妻が公務扶助料等を受給するようになったその

生活のゆとりがもたらしたものと思われる。但し、昭和二十七年に長男名で建立した墓標をみると、その時に妻は生存していたことが台帳からわかる。妻がいても建立者を子にした事例は他にもあったと思われる。あえて妻の名で建立したことの背景を考えねばならないであろう。一二基中四基は個人墓で、一基は夫婦墓、残りの七基は家族墓であるが、うち四基は夫及び夫婦の名を刻むのみであり、夫及び夫婦の墓が多い。妻の名を建立者として刻んだ墓には、夫への強い思いをうかがうことができる。なお、戦前の二人は神道式の墓標であるが、戦後の一〇基には全て戒名が刻まれ、軍の階級等を記すのは四基である。妻は夫を仏式で供養し、あえて軍の階級等を刻まなかった者が多かったといえる。

ウ どのような形態の墓標を建てたか

墓標の形態は、表2にまとめたように、戦前は自然石や角錐台、神道型といわれる細長い角柱尖頭の墓標などが特徴的に建てられた。これらは殆ど個人墓で、正面に「軍の階級・勲等、俗名」を刻む場合が多い。角柱の下部に猫足やスリン台・蓮華台を置く形態も戦前から見られた。仏教色の強い形態といえる。角柱頭部に台状の突起がある形態は戦前から見られ、昭和三〇年代半ばで終わる。これに代わるようにして、終戦前後頃から角柱頭部が平らな形態が現れ、墓標の殆どを占めるようになった。昭和四〇年代以降は、横長の洋型が見られるようになる。少ない事例ながら、幅広や駒形、五輪塔の地輪を長大にして角柱のようにした形態も戦後に見られる。

陸海軍墓地に見られる軍人墓は、尖頭角柱で竿石の幅に比して長大である。明治三十一年の「陸軍埋葬規則」による竿石の寸法は、将官は高さ五尺方(幅)一尺、兵卒は高さ二尺方五寸などと規定され

ている⑥。高さ/幅は士官以上が5.0に対し、准士官以下は4.3~4.0とその比値が下がり、階級が上位ほど長大、下位ほど寸詰まりの傾向が見られる。今日、角柱の竿石は、長さ/幅の比が2.5程度といわれる。建立年代が明確な墓標で、その比をたどってみると、戦前の墓標は4.3、3.9、3.8など、軍人墓の規定に近い数値を示すものが顕著に見られる。そのような数値は昭和三〇年と三四年に各一基見られるが、戦後は概ね2.5~2.6となり、今日に至っている。

エ 個人墓か家族墓か

家族墓は、正面に「〇〇家之墓」「先祖代々之墓」などと刻む墓をいい、家族墓とは別に複数合祀の墓もある。全墓標一八四基中、個人墓は五九基。二名合祀は八基で、戦死した兄弟の場合が四基、妻及び妻と思われる女性の並祀が三基である。戦前は個人墓・複数合祀墓と家族墓の割合は12:2:5で個人墓が圧倒的であった。昭和三〇年代は、個人墓一八基に対して家族墓二四基と逆転する。それ以後個人墓は殆ど建てられない。家族墓は、昭和一〇年代に散見し、昭和三〇年代に爆発的に多くなり今日に至る。ここで注目するのは、家族墓がありながらも個人墓を建てたかである。昭和一四・一九・二八・三一・三七・三八年(二基)にみられ、その内一九・三七・三八年は家族・個人墓を同時に建てている。

一方、個人墓(二名連記を含む)と家族墓の総高を、両者の建立年代が明確な三六基で比較すると、個人墓が高いのは一〇基で、うち戦前が六基である。戦後の四基のうち昭和三〇年の二基は、高さ/幅が3.3という長大なものと、正面に軍階級・勲等・俗名を刻む神道色の強いもの、昭和三四年の一基も高さ/幅が3.3という長大なものである。いわば復古的な戦前の墓標の形態といえよう。今日、

個人墓は家族墓よりも小さくつくるものと言われる。しかし、戦死者の墓は一際聳え立つように、家族墓より大きくつくられ、特にそれは戦前に顕著であった。そこに、通常の個人墓と異なる戦死者墓標の特殊性をみることが出来る。

陸軍省は、昭和一八年一〇月三〇日付「戦歿者墓碑建設指導ニ関スル件」で、「先祖代々ノ墓ニ合祀スルガ如キ風習アル地方ニ於テハ之ニ依ラシムルコト」と指導しており、戦死者は家族墓に入れない、戦死者の墓には他の人は入れない、という風習は各地で報告されている⑦。戦死者の墓を新たに建てるのは、陸海軍省から埋葬費が支給されたからという聞き取りもあるが、そのみとは思えない。家族墓があっても個人墓を、それも聳えるような墓を建てた背景として、戦死者を異状死と見る信仰があったのではないか。戦死は自然死とは異なり、遺族が見とれない死、遺体・遺骨のない場合もある特殊な死であり、非業の死でもあった。このような死者の霊魂に對して、日本人は今まで特別な扱いをして、慰霊を行ってきた⑧。戦死者は、供養される前に「慰霊」されるべき存在であり、特殊な墓標を建てたのはその現れと見ることが出来る。しかし、昭和三〇年代頃から戦死者を特別視する觀念が薄れ、経費の節減などもあるて戦死者を家族墓に入れ、戦死者の墓に妻や子を入れる事例がみられ、個人墓も家族墓より低く建てられるようになったものと思われる。

オ 戒名か俗名か

戦歿者の戒名(宗派による法号・法名を含む)には、院号や居士、忠や義烈など特有の文字がつけられた。院殿は、今日院号より上位と見られ、海軍少将と陸軍中尉の二例ある。院号がないのは一六名

で、うち八名は戒名がなく軍階級・勲等・俗名を記し、うち七名は尖頭角柱・自然石・角錐台・駒形の形態で、神道祭祀に基づく墓標と思われる。戒名がある八名のうち、院号に次ぐとされる軒号は二名である。位号は殆ど居士で、信士・善士・釋号は二一名である。

戒名使用の文字は、譽・忠・義・道などが明治から継続して多い。勇は明治期に使用された割合が最も高く、殉・誠・顯・清などは昭和一二年以降使用された文字で、時代の傾向を示している。

戦歿者には院号・居士という、特別に高いランクの戒名が与えられ、全国的な傾向とみられることから、軍の関与を推測させるが、そのような文書類を見いだすことはできなかった。ただ「戦時中は(国の方針で)少将以上に院殿号を付けるようにされた」という真言宗僧侶や本門法華宗法務部長の証言もあり⑨、何らかの指導があったものと思われる。高野山は、戦歿者の戒名を本山から管長名で授与したといい、昭和一三年五月三日付古義真言宗管長大僧正高岡隆心名で根岸房良氏に「義孝」の法名を授与した左の文書がある。

墓標正面の文字(表3)は、俗名が二二名で、うち七名(五基)は軍の階級・勲等を刻み戒名はなく、墓標の形態も自然石や尖頭角柱、長大な平頭角柱など仏教色が薄い。靖国神社の祭神としてその慰霊を受容した祀りかたとみることが出来る。残りの一五名は、靖国神社の慰霊を受容しつつ仏教による戒名を刻んだものである。

一方、正面に戒名を刻むことは、仏教で供養したことを明示するもので、戦前は俗名を刻むものより一例少ない七名であるが、戦後は五名対三三名というように圧倒的に戒名を正面に刻む事例が多い。この場合、靖国の慰霊よりも仏教的・民俗的な供養を重視し、仏教で戦歿者を祀ったものと見ることが出来るであろう。昭和三一

表1 戦没者墓標の建立者

建立年	父	父母か	母	母兄	兄	弟	子	妻	その他
明治 30									村有志
昭和 13								1	
14								1	
15					2				本人
16									
17	1								
18									
19	1				1				
20									
21									
22	1								
23									
24									
25	1								
26									
27							1		
28									義兄
29									
30	3				1				
31	2		3					1	
32	3	1			3			1	
33			1			2			
34	1				2		1	1	
35	4		3		1		1		
36						1		2	期友 姪夫
37			1						
38			2			1			
39					1				
40								1	
41	1							1	
42						1	1		
43									姉か
44									
45								1	
46				2			1		
47									
48									
49					2				
50									
51					1				
52					1			1	
53									
54		1				1	1		
55									
56									
57									
58						1			
63							1		
平成 1									
2									甥2
3									
4									
5								1	
年不詳	1					2			
合計	19	2	10	2	17	7	7	12	8

年以降は、墓標に軍の階級・勲等を刻まない事例が多くなってくるのも、戦死者を「戦歿者」としてでなく一家族として供養しようとする遺族の意志をうかがうことができる。

四 おわりに

戦死者は、郷土によって「名誉の戦死」と称揚され、盛大な出迎えや公葬が執り行われた。そして国家の手により、靖国神社の祭神とされ天皇の親拝をおおぐという最大限の慰霊・顕彰が行われた。しかし、民衆の墓標を見る限り、靖国神社による慰霊で戦死者の魂は救済されたとみられる事例はごく少数であった。多くの場合、特に戦後は靖国神社の慰霊とは異なる仏教的・民俗的な供養により魂を処理したと見ることができるのである。国家管理を離れた靖国神社の変容も背景にあるであろうが、息子や夫・父を失った民衆の心意として、靖国神社の慰霊は魂の救済ということにおいて、あまり受け入れられなかったといえるであろう。但し、戦死者の名誉、死

の意味づけということでは、遺族の聞き取りの中でも靖国神社の存在は今でも大きな意味合いをもっており、靖国神社の慰霊を受け入れている一面をうかがうことができる。

注①伊勢原市所蔵大山町役場「兵事書類」

②根岸房良氏の遺族が戦死関係一括資料を保存している。以下、

同氏に関する記述はこの資料による

③一ノ瀬俊也「兵士たちの死と」郷土」（『国立歴史民俗博物館

研究報告』第91集 二〇〇一年）参照

④日蓮宗本円寺のみ理解・協力が得られなかった。

⑤神奈川県福祉部生活援護課『平成九年度生活援護業務関係資料集』

⑥昭和三〇年八月一七日陸軍省令第二二二号、法令全書三〇ノ四

⑦大濱徹也「英霊」崇拜と天皇制『日本人の宗教 第三卷』

一九七三年、田中丸勝彦『さまよえる英霊たち』二〇〇二年

⑧谷口貢「戦没者の慰霊と民俗信仰」（松崎憲三編『近代庶民生

活の展開』一九九八）

⑨島田裕巳「戒名—なぜ

死後に名前を変えるのか

—一九九一年

表2 墓標の形態

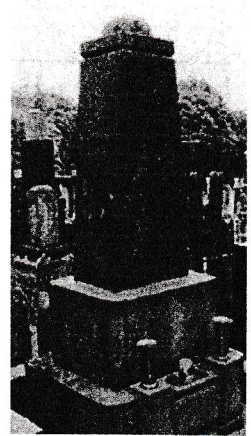
	不定形 自然石	角錐台	角 柱							幅広	横長 洋型	その他 五輪塔 駒形	合計
			尖頭	台 スリン	頭 蓮華	台頭	平 スリン	頭	平頭				
明治	30								1			1	
	40							1				1	
大正	2			1								1	
	11	1										1	
	15	1										1	
昭和	2					1						1	
	3											0	
	4	1										1	
	5											0	
	6											0	
	7	1										1	
	8											0	
	9											0	
	10											0	
	11						1					1	
	12				1							1	
	13	1										1	
	14		1									1	
	15					1		2				3	
	16					1						1	
	17		1									1	
	18											0	
	19			1		1						2	
	20											0	
	21											0	
	22							1				1	
	23											0	
	24											0	
	25							1				1	
	26											0	
	27							1				1	
	28							1				1	
	29					1						1	
	30			1				4				5	
	31	1				1		5				7	
	32					2		4		1		7	
	33							2				2	
	34					1		3				4	
	35					1		9				10	
	36					1	1	2		1		5	
	37							3				3	
	38							2	1			3	
	39							2				2	
	40							3				3	
	41							4	1	1		6	
	42							3				3	
	43							3				3	
	44											0	
	45							1				1	
	46							5				5	
	47											0	
	48											0	
	49							3				3	
	50											0	
	51							3				3	
	52							3				3	
	53							1				1	
	54							3				3	
	55											0	
	56				1			1				2	
	57							1				1	
	58							1				1	
	59							1		1		2	
	60							2				2	
	61											0	
	62							2				2	
	63							1				1	
平成	1							1				0	
	2											1	
	3									1		1	
	4											0	
	5							1				1	
	6							1				1	
	7											0	
	8							1				1	
	9							1				1	
	13							1				1	
年不詳	2		5	13	2	11	4	21	1	1		60	
合計	6	2	8	15	4	23	6	111	1	2	4	184	

	不定形 自然石	角錐台	角 柱							幅広	横長 洋型	その他 五輪塔 駒形	合計
			尖頭	台 スリン	頭 蓮華	台頭	平 スリン	頭	平頭				
個人墓	3	1	7	5		12	2	27		2		59	
集合墓	2	1	1	3	1	1	1	10	1			21	
家族墓	1			7	3	10	3	74			4	104	
合計	6	2	8	15	4	23	6	111	1	2	4	184	

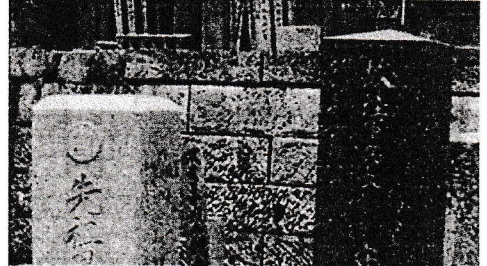
1. 自然石



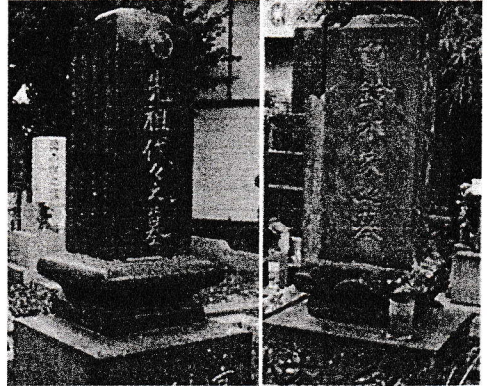
2. 角錐石



3. 角柱

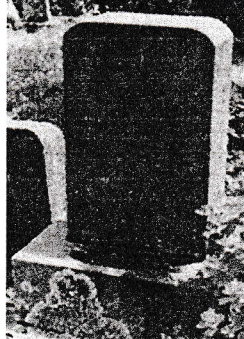


(左：平頭 右：尖頭)

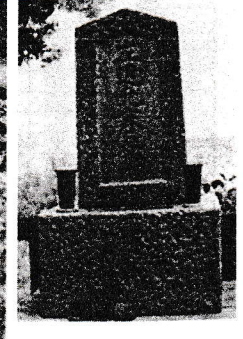


(台頭 左：スリン台 右：蓮華台)

4. 幅広



5. 駒形



6. 洋型

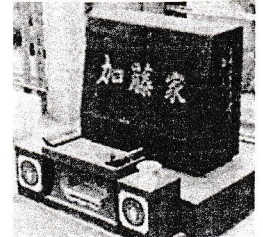


表3 建碑年別墓標数、正面の銘

建碑年	墓数	人数	俗名		戒名			戒名		家族墓				備考
			戒名なし	戒名あり	個人	二名	三名以上	階級あり	階級なし	累代	代々	〇〇家	その他	
明治 30	1	1			1			1						日清戦争27~28
40	1	1		1										日露戦争37~38
大正 2	1	1					1	1						
11	1	1		1										
15	1	1							1					第一次世界大戦14~18
昭和 2	1	1		1										
3														
4	1	1			1			1						
5														
6														満州事変
7	1	2				2		2						
8														
9														
10														
11	1	1								1				
12	1	1												日中戦争
13	1	1												
14	1	1	1											
15	3	3		1	1			1	1					
16	1	1								1				大太平洋戦争
17	1	1		1										
18														
19	2	2		1	1			1						
20														
21														軍人恩給停止 21.2
22	1	1							1					
23														
24														
25	1	1					1	1						
26														
27	1	1										1		援護法 27.4
28	1	1			1			1						軍人恩給復活 28.8
29	1	1								1				
30	5	5		1	3			3		1				
31	7	9	3		2			1	1	1	2	1		19年戦没者13回忌
32	7	9			2	2		3	1		4		1	20年戦没者13回忌
33	2	3			1			1				2		
34	4	5			1	4		1	4					
35	10	12			4		3	5	2	2	3			
36	5	5			1			1		2	2			戦務加算の復活 36.6
37	3	3			1			1		1	1			
38	3	3			2			2		1				戦没者妻給付金 38.3
39	2	2								2				戦没者叙勲 39.1
40	3	3									3			戦没者遺族弔慰金 40.5
41	6	6			1				1	2	2	1		戦傷病者妻給付金 41.7
42	3	3								1	2			戦没者父母給付金 42.7
43	3	3								1	2			↑勲章年金受給者一時金 42.1
44														
45	1	1										1		戦没者賜杯
46	5	6			2	1		2	1	1	2			
47														
48														
49	3	3										3		
50														
51	3	3		1						1	1			19年戦没者33回忌
52	3	3								2	1			20年戦没者33回忌
53	1	1										1		
54	3	3										3		
55														
56	2	2										2		
57	1	1										1		
58	1	1										1		
59	2	2										2		
60	2	2										2		
61														
62	2	2					1		1					
63	1	1										1		
平成 1														
2	1	2										2		
3	1	1										1		
4														
5	1	1											1	19年戦没者50回忌
6	1	1										1		20年戦没者50回忌
7														
8	1	2										2		
9	1	1										1		
13	1	1										1		
記載なし	60	64	2	7	18	2	8	16	12	2	21	3	1	
合計	184	200	7	15	43	11	14	42	26	7	48	51	4	
			22		68			68			110			